

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	28 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、結婚して、妻が国民年金に加入するまでの期間は、私の分の国民年金保険料を納付書で納付し、その後は、夫婦二人分の保険料を私が一緒に納付書で納付した。

国民年金保険料はすべて納付しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できる。

また、申立人は、20 歳から国民年金保険料を納付しはじめ申立期間前後の期間の保険料も納付済みとされており、かつ、申立人は、結婚後、申立人の妻が国民年金に加入してからの国民年金保険料については、申立人が妻の分も一緒に納付していたと述べているところ、申立期間のうち、申立人の妻が国民年金の加入手続を行った昭和 49 年 11 月の属する年度の当初から 50 年 3 月までの妻の保険料が納付済みとされている上、申立期間当時の経済状況からみても、申立人が申立期間の保険料を納付していたとしても、特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の妻の昭和 53 年 4 月から 54 年 2 月までの国民年金保険料の記録が、平成 20 年に納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月

私は、平成6年2月に会社を退職した直後に市役所へ出向き、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、申立期間分を含め夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料について、妻が納付済みになっているのに、私が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を未納とされている期間は1回、かつ1か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金加入手続と妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする妻の保険料が納付済みとなっていることから、申立人のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回、適正に行っている上、国民年金保険料を申立期間を除きすべて納付していることから、国民年金に対する意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2300

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月及び同年5月

私は、結婚したことをきっかけに、夫と共に国民年金に加入し、一緒に保険料を納付してきた。納付できなかった時期も一緒に免除申請をした。申立期間の保険料について、一緒に納付していた夫の納付記録は納付済みになっているのに、私のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を未納とされている期間は1回、かつ2か月と短期間である上、保険料については、申立期間以外に未納は無く、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫の保険料は納付済みであることが確認できることから、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は住所移転をした直後の期間であるが、申立人の国民年金手帳、特殊台帳及び戸籍の附票からは住所の移転が遅滞なく届けられていることが確認でき、必要な届け出をその都度適切に行っていたことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2301

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

私は、30歳になったころ当時住んでいた社宅の友人に勧められ国民年金加入の手続を行った。

国民年金に加入以来、一度も国民年金保険料の納付を怠ったことはなく、申立期間について、未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は現年度で納付済みであるとともに、申立人の夫の仕事に変更がなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金に任意加入するとともに第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続も適切に行っており、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2302

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 55 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 55 年 4 月まで

私は、昭和 54 年 9 月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、国民健康保険の加入手続を行った際に、同区役所で国民年金保険料が未納とされていることを指摘され、最寄りの駅前の銀行又は郵便局でさかのぼって一括して申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間について、銀行又は郵便局でさかのぼって一括して国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、同区役所で国民健康保険の加入手続を行った際に、窓口で国民年金保険料が未納とされていることを指摘されたことや、金融機関で保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶しており、申立内容に不自然さは認められない。

また、申立期間は 1 回、かつ、8 か月と短期間であり、申立人は、加入手続を行った以降、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2303

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和48年8月に会社を退職した後に、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については未納がないようにすべて納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2304

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和43年3月に会社を退職した後に、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については未納がないようにすべて納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月

私は、平成4年12月に事故に遭い、翌年3月まで入院していた。その間に母親が私の将来を心配して私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。その後、事故の後遺症により区役所で免除手続を行った際にも保険料の未納はないと言われていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

また、申立人は、入院中に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年1月に払い出されていることが確認できるとともに申立人が20歳になった平成4年11月から5年1月までの期間の保険料は納付済みとされていることから、申立人の将来を心配して保険料を納付していたとする申立人の母親が申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の父親は、厚生年金保険に加入しており、その標準報酬月額から、申立人の国民年金保険料を納付できる十分な資力があつたものと推認できるとともに、その父親は、「当時、妻から金融機関で息子（申立人）の国民年金保険料をすべて納付したと聞いた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から49年10月まで

私は、昭和49年に娘が生まれたことを契機に、区役所で国民年金の加入手続きを行い、その際に国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知った。その翌月には厚生年金保険に加入したが、しばらくして納付書が送付されてきたので、郵便局か金融機関で保険料を一括で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、厚生年金保険加入後に送付されてきた納付書により一括して納付したと主張しているところ、申立人は、当時、保険料を納付するために職場で時間調整してもらったことなど、申立期間の保険料を納付した際の状況を鮮明に記憶している上、申立人が納付したとする金額は、実際に申立期間の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和49年に娘が生まれたことを契機に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年10月に払い出されていることが確認でき、その時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であり、国民年金の加入手続きを行ったにもかかわらず保険料をまったく納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2307

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 9 月に義姉に国民年金への加入を勧められたので、将来のことを考えて、市役所に行き国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、市役所でさかのぼって納付できるところまでの保険料を一括して納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金の加入手続を行い、さかのぼって国民年金保険料を納付したと主張する昭和 53 年 9 月は、第 3 回の特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立期間は強制加入期間であることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人は、自分の厚生年金被保険者期間が夫の厚生年金被保険者期間より短かったことから、夫の国民年金保険料をさかのぼって納付した期間より多くの期間をさかのぼって自分の年金保険料を納付したとする申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、前納を行っている期間もあるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立人の義姉は、「申立人に国民年金への加入を勧め、納付可能な期間をさかのぼって保険料を納付するよう勧めた。」旨証言しており、その義姉は、国民年金制度創設当初から任意加入し、保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年8月まで

私は、市役所から国民年金の満期の通知が来たので、市役所へ行ったところ、窓口の担当者から、「国民年金保険料を1年間納付すると年金受給額が増えますよ。」と言われたことから、平成2年4月から誕生月である同年8月まで5か月分の申立期間の保険料約4万円を納付書を使用して市役所窓口で納付した。

私は、任意加入被保険者の資格喪失の届出をした憶えはなく、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ5か月と短期間である。

また、申立人は、市役所の窓口で、次の誕生月の8月までの1年間、高齢任意加入を続けて申立期間の国民年金保険料を、納付書を使用して納付したと具体的に主張しているところ、申立期間当時、同市役所の窓口では、国民年金の任意加入者の現年度分の保険料の納付書による前納及び納付は可能であったことから、納付方法が合致していることが確認できるとともに、納付したとしている保険料額は、実際に納付した場合の保険料額4万2,000円とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、年金受給額を増やすことを目的として高齢任意加入を続けて国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立期間の前後を通じて、申立人の住所及びその夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が自ら国民年金の資格喪失手続きを行い、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は国民年金に任意加入し、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しており、付加保険料の納付や前納を行っていたことも確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 50 年 8 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 50 年 8 月から同年 9 月まで

私は、退職して無職になった時は、国民年金と国民健康保険には一緒に加入しなければならないと思っていたので、退職後に私が市役所支所に向いて加入手続を行った。国民年金保険料も私が市役所支所の窓口で納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の前後に国民年金に任意加入して被保険者資格を取得した者の記録から、申立期間①中の昭和 46 年 5 月ごろであると推認され、申立人の特殊台帳からは、申立人が申立期間①直前の 46 年 2 月及び同年 3 月分の国民年金保険料を過年度納付、申立期間①直後の 46 年 6 月から同年 11 月までの保険料を現年度納付していることが確認できることから、2 か月と短期間である途中の申立期間①が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間②後の昭和 51 年 1 月に転居しているが、申立人が申立期間②当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立期間②直後の 50 年 10 月から 51 年 1 月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、当該期間の保険料は現年度納付されていたと推認され、申立人が、申立期間②直後の 50 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立人が申立期間②当時居住していた市において、2 か月と短期間である申立期間②の保険料を納

付したとしても特段不合理な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2310

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 55 年 2 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、社会保険事務所に納付記録の照会を行ったところ、「申立期間については、保険料の納付事実が確認できましたが、既に還付済みとなっております。」との回答を得た。

しかし、強制加入期間の国民年金保険料が還付されることはありえないし、また、受け取った事実も無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳の記録では、昭和 54 年 3 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料が、55 年 6 月に還付されたことになっているが、そのうち厚生年金保険被保険者期間である同年 3 月を除く申立期間は強制加入期間であり、社会保険庁の記録を前提としても、誤った還付手続が行われたことが認められることから、申立期間の保険料は納付されていたものと考えられる。

また、昭和 55 年 3 月の保険料については、社会保険庁のオンライン記録により、平成 20 年 4 月に重複して還付されていることが確認できること及び申立期間直前の昭和 53 年 4 月から 54 年 2 月までの保険料の納付記録が、平成 20 年に納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から54年3月まで

昭和51年に、私の妻が、市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行った。国民年金保険料については、妻が夫婦二人分の保険料を納付書により郵便局か金融機関で納付していた。申立期間の保険料について一緒に納付していた妻は納付済みとされているにもかかわらず、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録について、当初、申立期間を含む昭和53年11月から54年3月までの期間の保険料は納付済みとされていたが、平成20年に記録訂正により未納とされたことが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料を納付済みであることが確認できることから、申立人の保険料のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年12月から62年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月から62年3月まで
② 平成5年2月から同年3月まで

私は、勤務先の会社を退職後、すぐに市役所で国民年金の加入手続と同時に付加年金の加入手続を行った。その後、私の妻は、国民年金に加入した時から行政センターで納付書により付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の前後の国民年金保険料は、付加保険料を含めて納付済みとされており、申立期間①の前後を通じて、申立人の住所及び仕事に変化はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①の付加保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間①は4か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入後、申立期間①及び②を除き付加保険料を含めて国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間②については、いったん付加保険料を含めて定額保険料が納付済みとされているが、その後、平成6年4月に申立人名義の信用金庫の口座に申立期間②の付加保険料を還付する手続がなされており、同信用金庫の記録でも、同年5月に申立人名義の口座に申立期間②の付加保険料が振り込まれていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間②の保険料は過

年度納付されたことになっており、付加保険料は定額保険料と併せて納期限内にのみ納付することができるものであること、及び申立人名義の口座に申立期間②の付加保険料が還付された記録があることを踏まえると、同期間の付加保険料は還付されたと推認するのが自然である。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの期間及び43年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和43年4月から46年3月まで

私は、昭和40年に私の父親に勧められて区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料について、申立期間①は集金人に納付していた。また、申立期間②は未納分をさかのぼりまとめて納付した。国民年金手帳の申立期間のページには領収という割印が押印されているにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間は12か月と短期間であるとともに、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②のうち昭和43年度の国民年金保険料の納付記録は、社会保険庁のオンライン記録によると未納とされているが、特殊台帳では当該年度のうち10か月分が納付済期間とされていることが確認でき、47年度の納付についても、特殊台帳では過年度納付とされているが、申立人の所持する領収証の領収印から現年度で保険料が納付されていることが確認できることから、当時行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和46年12月に同年4月以降の国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、それより安価であり過年度納付が可能な申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間後においては、国民年金保険料の未納はなく、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続も適切に行っており、保険料を前納していた期間が確認できるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 2 月死亡した父親の諸手続を行うために市役所に行った際、自分が国民年金に加入していないことを知ったので、その後、加入手続を行った。国民年金保険料については、私の母親が納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 13 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、昭和 49 年 2 月に市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳は、同年 3 月 5 日に発行されており、申立内容と一致していることが確認できるとともに、この時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったことから、加入した時期の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みであるとともに、申立期間当時、申立人と同居し申立人の保険料を納付していたとする母親は、国民年金制度創設当初から国民年金に加入し、保険料をほとんど納付していることから、国民年金に対する納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 36 年の制度開始当初は国民年金に加入していなかったが、数年たったある年の暮れに、夫の分と併せて区役所で加入手続をした。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続の際に、さかのぼって納付することができるかと教えてもらったので、銀行で 30 万円をおろし、夫婦二人分の保険料をさかのぼって一括納付した。

申立期間の保険料について、夫が納付済みとなっているのに、私の分が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行ったのは、ある年の 12 月と記憶しているところ、申立人の国民年金手帳の記載などから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和 50 年 12 月であると考えられ、この時期は第 2 回特例納付の実施期間であることから、その記憶は当時の制度と一致していることが認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分をさかのぼって一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、夫婦が一緒に加入手続を行っていること、及びその夫は申立期間を含む保険料を第 2 回特例納付実施期間中に特例納付により納付済みとなっていることが確認できることから、夫と一緒に国民年金に加入した申立人のみ保険料が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した際の状況を具体的かつ鮮明に記憶しており、納付したとする保険料額も申立期間を含む特例

納付に要する夫婦二人分の保険料額とほぼ一致していること、及び申立期間は強制加入期間であることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人と昭和 50 年当時同居していた申立人の長女は、「母親（申立人）が、未納保険料をさかのぼって納付したことにより、将来、私（申立人）の方が父親（申立人の夫）より国民年金を多くもらえる、と話していたのを何度か聞いたことがある。」旨証言している。

その上、申立人は、申立期間以後の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められ、36年7月及び同年9月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年3月まで

私は、昭和49年に転居した際に、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口の職員から、強制加入者なので、未納の国民年金保険料をすべて納付しなければならないと知らされたので、年内のうちに、お金を準備し、未納期間の保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年に国民年金の加入手続を行い、同年のうちに申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年3月に払い出されていることが確認できる上、申立人が保険料を納付したとする時期は、第2回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人が所持する国民年金手帳の記録では、36年4月から強制加入となっていたことから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人が納付していたとしている保険料額は、申立期間について実際に特例納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人の妻は、「夫（申立人）の国民年金の加入手続をした際に、未納の保険料をすべて納付するように言われたので、お金を準備して一緒に市役所に行き、保険料を納付した。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められ、36 年 7 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 36 年 8 月は厚生年金保険被保険者であり、国民年金保険料が還付された記録はないものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

神奈川県国民年金 事案 2317

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 9 月まで

私は、国民年金の加入手続後、しばらくして、一括して国民年金保険料を納付する機会があった。しかし、すべての未納期間の保険料を納付することができなかつたので、納付することができる期間のみを一括して納付した。その際に窓口で、さかのぼって納付する期間と 60 歳になるまでの期間の合計月数が 33 年になるとの説明を受けたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所の窓口で国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人は、保険料を一括して納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、その当時、申立人が居住していた区では、区役所に社会保険事務所の職員が訪問し、保険料の集合徴収を行っていたことが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人は、記録上、特例納付により国民年金保険料が納付済みとされている申立期間直前の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの期間と申立期間の保険料を一括して納付したと主張しているところ、国民年金保険料を納付した際に、申立人が担当の職員から説明を受けた保険料月額が第 3 回特例納付の保険料額と一致していることから、申立人は、第 3 回特例納付により保険料を納付したものと推認でき、申立人が述べる保険料額は前述の期間の保険料額の合計額とほぼ一致していることから、申立人は、申立期間を含めて特例納付したと考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続以降、国民年金保険料を完納する

など、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 19 年 1 月 6 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は 20 年 12 月 21 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 19 年 1 月から同年 11 月までは 30 円、19 年 12 月から 20 年 11 月までは 50 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 6 日から 20 年 12 月 21 日まで

私は、中学校（旧制）卒業後、A社に入社し、設計部門に配属された。入社後、戦時下のため技術者として必要上、同社の技術員教習所の課程を修了し、その後、設計技師（現業職）として勤務した。病気のため昭和 20 年 12 月中旬に、会社の付属病院に入院し、病状悪化のため医師の判断で正月前に帰郷して治療することになった。申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の発行した技術員教習所課程修了書、人事発令書及び同時期に入社した元社員の証言から、申立人が同社に申立期間に継続して勤務していたことが推認できるが、社会保険事務所の保管する同社B製作所に係る被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

しかし、社会保険事務所で保管している労働者年金保険被保険者台帳索引票において、申立人と生年月日の一部が相違しているものの、同姓同名の者が昭和 19 年 1 月 6 日に記号番号を払い出されている記録が確認できる。

また、当該索引票の前後の者は、申立人が挙げた同僚の索引票が後番号

であり、申立人の前番号の索引票の者も、A社における厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

さらに、当該索引票に記載されている者の生年月日は、大正2年生と記載されているが、索引票の前後の番号の被保険者も大正生まれと記載されているところ、申立人の前番号の索引票の者は大正生まれではなく、昭和生まれであることが社会保険庁の記録により確認できることから、当該索引票についても、社会保険事務所が誤って、昭和を大正と記載した可能性が高いものと考えられる。

これらのことから、当該索引票の記録は申立人に係るものであり、事業主は、申立人が昭和19年1月6日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

一方、申立人は「A社の付属病院に昭和20年12月中旬に入院したが、医師と相談の上、療養のため同月20日に退社して、申立人の母の実家に帰郷した」と述べていること、及び当時、申立人の故郷に在住していた従兄弟は、「終戦時の暮れ、申立人が会社を辞めて療養のため実家に来たことは承知している。その時、申立人は栄養失調のような状態であった。正月には我が家にも来て泊まっていった」と証言しており、申立人の主張は信憑性^{しんぴやうせい}があることから、申立人は20年12月20日までA社に勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年1月6日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を、20年12月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における同僚の記録から、19年1月から同年11月までは30円、同年12月から20年11月までは50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和24年9月25日に船員保険被保険者の資格を取得し、25年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、当該期間の申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年1月1日から26年1月4日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、A社の記録が無い旨の回答をもらったが、正社員として同社に勤務をしていた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主の保管する申立人に係る船員保険被保険者資格取得届及び資格喪失届を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和24年9月25日、資格喪失日は25年1月1日と記載されていることが確認できる。

また、社会保険庁が保管するA社の船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同生年月日の者が昭和24年9月25日に船員保険被保険者資格を取得し、25年1月1日に資格喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年9月25日に船員保険被保険者の資格を取得し、25年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、船員保険被保険者名簿より、8,000円とすることが妥当である。

一方、上記の期間を除いた申立期間については、A社は「当時の船員保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得届、同資格喪失届をすべて保管しているが、その中に、申立人の氏名が記載されているものは、前述の期間以外には無い」としている。

また、社会保険事務所の保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人についての記載は、社会保険庁の記録と一致していることに加え、申立人の同僚は、「申立人について常用の従業員ではなかった」と証言している。

さらに、申立人は既に死亡しており、本人及び同僚に照会を行うことができず、加えて、厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年12月1日から5年12月31日まで
社会保険庁の記録では、平成3年12月から5年11月までのA社における標準報酬月額は8万円と記録されているが、実際の給料の額とは相違している。申立期間の一部の給与明細書が残っているため、当該期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額が53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年12月31日以降の6年1月14日付けで、3年12月1日にさかのぼって標準報酬月額が8万円に引き下げられているが、このような事務処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の元代表取締役及び元社員4人は、「申立人は役員であったが、社会保険事務に係る権限は有していなかった」と証言していることから、申立人が当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA公団B支部における資格喪失日は昭和24年5月1日であると認められることから、申立期間について資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1,800円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年4月9日から24年5月1日まで

平成20年4月に社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、A公団B支部に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者期間が4か月であるという旨の回答をもらった。私は、同公団には2年近く勤めており、解散になる時まで在籍していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA公団B支部の厚生年金保険被保険者名簿から申立人の同僚に照会を行ったところ、複数の同僚から、「申立人は公団が解散した時まで在籍していたはずだ」という証言が得られた。

また、申立人は、「公団が解散する少し前に、同じ職場に勤務していた男性から次の就職先を紹介され、解散後にそこに勤めることとなった」と述べているところ、申立人の次の就職先での厚生年金保険の資格取得日は昭和24年6月1日であることが確認できる。

これらのことから、申立人は、A公団が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である昭和24年5月1日まで公団に在籍していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の資格喪失日は昭和23年4月9日となっている。

しかし、社会保険事務所の保管するA公団B支部の厚生年金保険被保険

者名簿によると、申立人の資格喪失日の記載は無く、昭和 23 年 8 月 1 日に標準報酬月額 of 随時改定の記載がされていることが確認できるが、この随時改定の記録を前提とすると、事業主が申立人について、同年 4 月 9 日に資格を喪失した旨の届出をしたとは考え難い。

また、上記の名簿に資格喪失日の記載が無いことについて、管轄社会保険事務局に照会をしたところ、「被保険者名簿に資格喪失日の記載が無い場合、通常、被保険者名簿の 1 枚目に記載されている『その事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日』をその者の資格喪失日と見る」と回答している。

さらに、A 公団 B 支部の厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン上の記録の相違が、多数の同支部の被保険者にみられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A 公団 B 支部に係る被保険者記録の管理が適切に行われていたとは考え難く、申立人の資格喪失日は、同支部が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 24 年 5 月 1 日であると認められる。

なお、社会保険事務所が保管する A 公団 B 支部の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に係る標準報酬月額は、1,800 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和22年4月16日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和22年4月16日に、資格喪失に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月から23年5月まで
: ② 昭和23年6月から25年2月まで

私は、昭和21年8月から23年5月まで、A社にブルドーザーの運転手として勤務していたが、この間の厚生年金保険の記録がない。同様の業務をしていた同僚の記録があるのに、私の記録が無いのはおかしい。また、23年6月から25年2月までB事業所に自動車の運転手として勤務していた。当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚は、「申立人は、申立期間にA社に勤務していた」と証言している。

また、申立人をA社に紹介したとする同僚は「申立人は社員として雇用され、勤務形態や待遇においてほかの社員と違い無く雇用されていた」と証言している。

さらに、申立人をA社に紹介したとする同僚及び申立人と同様にブルドーザーの運転手であった同僚は、同社において厚生年金保険の被保険者となっている。

加えて、社会保険事務所の保管する被保険者名簿から、上記の同僚を含めた130名が昭和22年4月16日に同社において厚生年金保険の被保険者

資格を取得していることが確認できることから、A社においては、同日以降に、社員を厚生年金保険に加入させる取扱いとなったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 22 年 4 月 16 日から A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 21 年 8 月から 22 年 4 月 16 日までの期間及び同年 7 月 1 日から 23 年 5 月までの期間については、上述のとおり、22 年 4 月 16 日以前の期間については、A 社において被保険者となっているのは、同社の一部の社員だけであることがうかがえる上、同年 7 月 1 日以降の期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、当該期間の標準報酬月額については、同じブルドーザーの運転手であった同僚の標準報酬月額が 600 円であることから、600 円とするのが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料に係る事業主による納付義務の履行については、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び役員の所在も不明であり確認できない。しかし、仮に、A 社の事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 22 年 4 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、A 社の事業主は申立期間に係る保険料の納付義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、昭和 30 年当時に作成されたと認められる申立人の履歴書の記載内容から、申立人が B 事業所（現在は、C 事業所）に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 事業所を管轄していた D 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 31 年 4 月 1 日であり、申立期間は、B 事業所及び D 事業所は適用事業所ではないことが確認できる。

また、C 事業所では、「職員名簿に申立人の名前が無いので、申立人は、同事業所の共済組合に加入する正職員ではなかった可能性がある上、当時、非正規職員から厚生年金保険料を控除することは考えられない」旨を回答

している。

さらに、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないことから、同僚から厚生年金保険の加入や保険料の控除に係る証言を聴取することができず、申立人も給与明細書等の資料を保管しておらず、厚生年金保険料が控除されていた記憶も曖昧^{あいまい}である。

このほか保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成6年3月は47万円、6年4月から同年7月までは15万円、6年8月から7年4月までは47万円に訂正することが必要である。

また、上記期間のうち、平成6年4月から同年7月までの期間について、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から7年5月15日まで

昭和60年12月からA社に勤務していたが、平成7年5月にA社が倒産した。倒産の数か月前から給与の遅配はあったが決められていた金額（47万円）は支払われていた。47万円の給与をもらっていたのに、社会保険庁の記録では標準報酬月額が10万4,000円になっている。退職まで47万円の給与をもらっていたので申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年5月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年6月16日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が6年3月から7年4月までの期間については47万円から10万4,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような事務処理を行う合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所が適用事業

所でなくなるまで取締役であったことが確認できるが、社長が「申立人は現場監督であり、社会保険手続きを含めた経理事務及び会社経営にはかかわっていない」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額のおぼった訂正処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年3月は47万円、6年4月から同年7月までは15万円、6年8月から7年4月までは47万円とすることが妥当である。

一方、上記期間のうち平成6年4月1日から同年8月1日までの期間については、事業主は、「申立人の給与は、在職期間中減額すること無く47万円であった。厚生年金保険料もその金額に基づいた金額を控除していた」と証言していることから申立人は47万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人の平成6年4月から同年7月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間に係る月額変更届及び平成7年6月のさかのぼった標準報酬月額の訂正届のいずれの機会においても、社会保険事務所が誤った標準報酬月額を記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額（47万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月16日から同年2月1日まで
昭和37年2月1日にB社に移籍したが、年金記録を確認したところ、同年1月16日にA社において資格喪失、同年2月1日にB社において資格取得となっていた。

私は、昭和29年4月1日から平成9年1月16日まで継続してC社グループに勤務していたので、厚生年保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

従業員カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間にC社グループに継続して勤務し（昭和37年2月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和36年7月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和43年4月1日から平成17年8月31日に定年退職するまで、A社で勤務していた。社会保険庁の記録ではA社からB社に異動した際の1か月が空白期間となっている。定年を迎えるまで継続して勤務し、給与も支払われ、社会保険料も変わらず控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所の在籍証明書から判断すると、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し（昭和45年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年5月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成5年4月から同年7月までは30万円に、5年8月及び同年9月は36万円に、5年10月は20万円に、5年11月から6年7月までは30万円に、6年8月から7年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年3月30日まで
社会保険庁の記録では、平成5年4月から7年3月に係る標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時の月収は30万円ほどあり、標準報酬の引き下げについて会社からは一切知らされていない。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成5年4月から同年7月までは30万円、5年8月及び同年9月は36万円、5年10月は20万円、5年11月から6年7月までは30万円、6年8月から7年3月までは36万円、と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年3月30日）の後の同年4月5日付けで、5年4月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような事務処理を行う合理的な理由は見当たらず、事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年4月から同年7月までは30万円、5年8月及び同年9月は36万円、5年10月は20万円、5年11月から6年7月までは30万円、6年8月から7年3月までは36万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 10 日から 12 年 4 月 21 日まで
私は、平成 11 年 5 月に A 社に入社し、会社が倒産する 12 年 4 月まで勤務していた。会社が倒産するまで決められた金額の給与を受け取っていたのに標準報酬月額が 9 万 2,000 円になっているのはおかしいので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、勤務していた事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 12 年 4 月 21 日以降の同年 5 月 9 日に、申立人の標準報酬月額は 11 年 5 月 10 日にさかのぼって 36 万円から 9 万 2,000 円へ 21 等級引き下げられている上、申立人を除く 8 名についても標準報酬月額が一律 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、36 万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和47年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年2月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年3月から同年9月まで4万5,000円、47年10月から48年1月まで5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月1日から48年2月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和47年3月から48年1月まで、厚生年金保険の記録が無いと言われたが、この期間はA社本社から同社B支社に転勤し継続して勤務しており、この期間の給与明細書及び給与辞令があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している給与辞令及びA社が加入している厚生年金基金の記録から、申立人が申立期間にA社B支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の所持している給与明細書から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、A社が加入する厚生年金基金が保管していた申立人に係る資格取得及び資格喪失に係る届出書を確認したところ、その様式から、当該届出書が厚生年金保険及び厚生年金基金に係る複写式の届出書であることが認められる上、事業主も「当時の届出書は厚生年金保険と厚生年金基金の複写式であった」と回答していることから、事業主が厚生年金基金に提出したものと同一内容の届出書を社会保険事務所及び健康保険組合にも提出していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する昭和 47 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48 年 2 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、昭和 47 年 3 月から同年 9 月まで 4 万 5,000 円、47 年 10 月から 48 年 1 月まで 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、平成6年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年7月から同年9月までは50万円、5年10月から6年3月までは47万円とすることが必要である。

また、上記期間のうち平成5年10月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主はこの平成5年10月及び11月の申立人に係る厚生年金保険料については、上記訂正前の標準報酬月額47万円に基づく厚生年金保険料を除き、納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月31日から6年4月1日まで
社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、A事業所の資格喪失日は平成5年7月31日となっているが、実際には同社に6年3月31日まで勤務していた。全期間分ではないが給与明細書が残っているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人がA事業所に申立期間継続して勤務していたことが確認できるとともに、申立人が所持する給与明細書から申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、A事業所が平成5年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が6年4月7日

からさかのぼって行っており、申立人についても同日にさかのぼった資格喪失処理が行われ、その際に前年の定時決定時における標準報酬月額の記事も取消されている上、全従業員についても同様の処理が行われていることが確認できるが、係る処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成5年7月31日に厚生年金保険の資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である6年4月1日に訂正することが必要である。

さらに、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年7月から同年9月までは50万円、5年10月から6年3月までは47万円とすることが必要である。

一方、上記期間のうち平成5年10月1日から同年12月1日については、申立人が所持する同年10月及び11月の給与明細書の支給額及び保険料控除額から、当該期間の標準報酬月額は50万円に相当することが確認できることから、当該期間の申立人の標準報酬月額を50万円にすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の平成5年10月及び11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「保険料を納付していない」と回答していることから、事業主が社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額（47万円）を届出したものと認められ、その結果、社会保険事務所は事業主に対し標準報酬月額50万円に見合う保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 49 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳になった直後に夫が行い、国民年金保険料は、夫が、私と夫の二人分を一緒に納付していたと思う。申立期間について、一緒に保険料を納付していた夫は納付済みであるのに、私の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった直後に、申立人の夫が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人及びその夫の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと思うと主張しているところ、申立人が所持している最も古い国民年金手帳は、昭和 49 年 5 月に発行されたものと確認できるが、申立人は、それより前の手帳を所持していたかどうか分からないとしている上、申立人自身は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫は、保険料の額や納付周期等についての記憶が定かでないことから、申立期間当時の申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の夫が、申立人の国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 49 年 5 月ごろと推認できることから、その時点では、申立期間の過半は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2319

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び 43 年 5 月から 49 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 43 年 5 月から 49 年 12 月まで

私は、昭和 50 年に再婚し、前夫から納めていない分の国民年金保険料を納めるように言われたため、そのころに郵便局又は社会保険事務所で保険料を一括して納付した。

さかのぼって国民年金保険料をすべて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、さかのぼってすべての国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が申立期間の保険料を一括して納付するには特例納付によるほかないが、申立人は、納付したとする保険料額、保険料の納付方法などについての記憶が曖昧である上、申立人に対する意見聴取においても、申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける具体的な陳述を得ることができなかつたことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明確である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するための資金を提供していたとする元夫、及び申立期間の保険料を納付していた当時、申立人に対して申立期間の保険料納付を勧めたとする前夫からも証言を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2320

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から47年5月まで

私が20歳になった昭和43年ごろ、その当時同居していた父親から「国民年金に加入しておいた。」と言われた記憶がある。その後、父親は私の国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その父親が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行っていたとするその父親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳によると、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人が国民年金の資格を取得した形跡は見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2321

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 48 年 6 月まで

私は、結婚のため、勤務していた会社を退職後、昭和 46 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行った。その後、区役所又はその支所で国民年金保険料を納付し、その際に国民年金手帳に検認印を押してもらったり、納付書により保険料を納付していた。私は、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後、区役所又はその支所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入場所、加入手続の状況及び保険料の納付方法について記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 2 月に転居先の市において払い出されているが、申立期間当時に居住していた区において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳によると、国民年金の資格取得時期が昭和 49 年 2 月となっていることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2322

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から43年2月までの期間及び45年3月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から43年2月まで
② 昭和45年3月から同年4月まで

私は、昭和38年7月に20歳になり、母親から「浪人して予備校代もかかっているが国民年金保険料は払っている。お前は長男だから仕方ない。」と常々、言われていた。母親がどのような方法で保険料を納付していたかは分からないが、おそらく、集金人に納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続や保険料を納付していたとする申立人の母親からは証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、20歳になった時に申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人には基礎年金番号以外の番号は存在せず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から6年3月まで

私は、平成元年4月に60歳になったとき、65歳になる前月まで国民年金保険料を納付できる制度があることを知り、夫が市役所で国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料は、夫が毎月納付書により銀行の窓口で納付していた。詳細は分からないが、60歳の時に任意加入したこと、保険料が8,000円から1万円くらいであったことは憶えている。国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月に申立人の夫が市役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人本人は任意加入手続等に直接関与しておらず、任意加入手続等を行ったとする申立人の夫も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳には、平成元年4月に60歳に到達して被保険者資格を喪失して以降、国民年金の任意加入手続を行った形跡が見受けられないとともに、社会保険庁のオンライン記録及び申立期間当時申立人が居住していた市が保管する被保険者名簿においても、申立期間は未加入期間とされており、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 12 月 16 日から 24 年 10 月 21 日まで
② 昭和 26 年 3 月 1 日から 40 年 1 月 21 日まで

平成 19 年 5 月に社会保険事務所に行き、年金記録を確認したところ、A社とB社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給していることになっていることを知った。B社を退職するころに会社から脱退手当金の話は聞いたが、私は受け取っていないし、その後、自分で社会保険事務所に脱退手当金の手続をしたことも無いので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和40年5月14日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 11 月 29 日から 23 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所で調べてもらったところ、申立期間は厚生年金保険に未加入と言われた。しかし、申立期間は、GHQの財閥解体の整理措置によりA社から分社化されたB社で機械部の営業事務に継続して就いていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務していた申立人の夫は、「私が先にA社からB社に移り、妻は後から異動してきた」としているが、申立人がいつB社に異動したかについては、明確な証言がないため特定できない。

また、申立人によると、「同僚だった夫の厚生年金保険の加入記録は、途切れ無くA社からB社に移行している」としているものの、社会保険事務所の保管するA社及びB社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の夫、上司及び同僚などを含めたA社からB社に移行した者のほとんどについて、厚生年金保険の資格期間に1か月以上の空白期間があることが確認できる。

さらに、申立人と同様にB社に移行した者によると、「GHQの整理措置によりA社を分社化するには、部長は一人、人員は100人未満という条件を満たすことが必要とされ、この条件を超える数の従業員については、A社を退職後、B社に即異動する事ができず、いったん別の事業所に所属していた。私も、このような事情から、いったん別の事業所に所属したため、その期間については厚生年金保険の加入記録が無い」としている。

加えて、B社はその後合併を経てC社に名称を変更しているが、同社は、「合併前に退職した者の人事記録等の資料は残っていない」としている上、

申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していないことから、申立期間に係る保険料控除を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年1月31日まで
社会保険事務所の記録では、昭和48年9月から平成6年1月30日までの勤務期間のうち、5年1月から同年12月までの期間についての標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その後の同年2月1日付けで申立人の標準報酬月額の記録が5年1月から同年12月までの期間について41万円から26万円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は当時、同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社の代表取締役は、財務関係に疎く、私が経理及び総務の担当だった」旨を述べている。

さらに、申立人は、「会社経営の悪化から社会保険料の滞納が3か月間発生し、社会保険事務所の職員から社会保険からの早期脱退と標準報酬月額を^{そきゅう}遡及して減額して保険料の滞納を解消することを提案され、同意した。後日、還付金の案内が会社に届いた」旨を述べている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、経理及び総務担当の取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処

理に同意しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで
昭和 36 年 9 月から 43 年 12 月まで A に勤務していたが、退職後、婚姻の準備のため、B 県から C 県に転居していたので、脱退手当金を請求する時間は無く、預金通帳も持っていなかったため、受け取った覚えが無い。記録を訂正し、厚生年金の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日を含む、昭和 41 年から 44 年までに資格喪失した女性被保険者 21 名の脱退手当金支給記録を確認したところ、19 名が資格喪失日から 8 か月以内に支給決定されているほか、同一営業所に勤務していた同僚が「脱退手当金の請求手続について事業所が代行してくれた」と証言していることなどを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 3 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から同年 11 月 5 日まで
社会保険庁の記録では、A社の資格取得日が昭和 41 年 11 月 5 日になっているが、同年 10 月 1 日に同社に入社しているため、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社を退職後に勤務した会社が保管する申立人に係る個人経歴記録表に、「A社入社 昭和 41 年 10 月 1 日」と記載されていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人がA社において雇用保険の被保険者となった日は昭和 41 年 11 月 1 日となっており、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が属する月と同月である。

さらに、申立人の同僚及びA社に勤務していた他の2名についての雇用保険の被保険者資格取得月も、厚生年金保険の被保険者資格取得月と一致していることから、同社では、厚生年金保険と雇用保険の手続をほぼ同時にしていたことがうかがえる。

加えて、同僚から聴取したところ、「私は入社した月の翌月から厚生年金保険に加入している」旨証言している。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、事業主は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年から24年まで
② 昭和24年から29年まで
③ 昭和30年から32年まで
④ 昭和37年11月1日から38年5月1日まで

①昭和21年から24年まではA学院に、②昭和24年から29年まではB社に、③昭和30年から32年まではC社に、④昭和37年11月1日から38年4月30日まではD社にそれぞれ勤務していたが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。申立期間①については工務店経営の父がA学院の理事長の自宅を建設した縁で同学院に、②は父の紹介で同業のB社に、③については自動車の2種免許を持っていたのでC社に、④については転職前の会社の同僚の誘いによりD社に、それぞれ就職した。

保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が申立期間の同僚であるとして名前を挙げた者は、A学院において、被保険者となっていないほか、同学院の理事長のおいは申立人について記憶が無いと証言している。

また、社会保険事務所の保管するA学院の被保険者名簿には、新規適用事業所となった昭和24年12月6日に理事長のおいを含む21名が資格を取得しているが、申立人の名前は無く、整理番号の欠番も無い。

申立期間②については、社会保険事務所の保管するB社の被保険者名簿には申立人が記憶している事業主を含め計30名の被保険者記録があるが、

申立人の名は無く、整理番号の欠番も無い。

また、事業主の親族で申立期間内の昭和 24 年 5 月 1 日から 26 年 8 月 31 日まで記録のある当時の経理担当者によると、「申立人に関する記憶は無い」と回答しているほか、申立人の在籍を証言する同僚もいない。

申立期間③については、申立人が勤務していたとするC社と考えられる事業所が複数あるが、社会保険事務所の保管するこれらの事業所に係る被保険者名簿のいずれにも、申立人の記載が無いほか、申立人を覚えている被保険者はいない。

申立期間④については、申立期間当時D社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人は先に同社に転職した元同僚2名の紹介で転職したと述べているが、両氏とも申立期間の後の昭和 38 年 7 月 1 日（新規適用日）に資格を取得している。

さらに、申立人が、申立期間①、②、③及び④の全期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 2 月 28 日
加入記録を確認したところ、昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 2 月 28 日までの標準報酬月額がその前と比べて2等級下がっていることが分かった。当時は、給与は上がることはあっても下がることはないはずであり、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時は、給与は上がることはあっても下がることはないはずである」として、申立期間の標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、申立人と同時期にA社に入社した者 38 人（短期間で退社した者を除く）に係る社会保険事務所の保管する同社の被保険者原票について、その標準報酬月額の推移を調査したところ、定時決定の際に減額となっている記録も散見され、申立人だけが、不当に標準報酬月額を低く届け出られたわけではない事がうかがえる。

また、申立人に係る被保険者原票に記載されている標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と一致している上、訂正等の形跡も無く、不適正な処理が行われたとする事情はうかがえない。

このほか、A社の事業を承継したB社では、既に申立期間の賃金台帳等を破棄しており、申立人も申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を保管していない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険庁の記録によると、昭和 57 年 2 月から 6 月までの標準報酬月額が 20 万円となっているが、当時の給与明細書を見ると、22 万円が正しいと思う。

実際に支給された報酬額に対応する金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人の保管している昭和 57 年 4 月度の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、22 万円であり、一方、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、20 万円である。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、20 万円であり、当該額は社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致する。

また、A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人の標準報酬月額は 20 万円と記載されており、事業主が社会保険事務所に対して、申立人の申立期間

に係る標準報酬月額を20万円として届出を行ったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月ごろから20年9月1日まで
② 昭和44年4月1日から47年2月1日まで

私は、昭和18年4月ごろから20年9月1日まで、父の仕事の関係であったA社（現在は、E社）に勤務して、電気工事を担当した。19年の9月ごろに同社のB工場に出張したことや、会社の診療所で金歯を入れたことを記憶している。また、44年4月1日から47年2月1日までについて、C社は、それまで私が経営していたD社の社名を変更した会社で、当時勤務していた社員の記録は継続しているのに、社長である私の記録が欠落しているのはおかしい。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の申立期間当時の詳細な記憶及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得している小学校の同級生2名は、小学校を卒業後の昭和19年4月1日に養成工として同社に入社しているのに対し、申立人は、「小学校を卒業せずに18年4月ごろにA社に入社した」としている上、「同級生と違い、私は養成工ではなかった」と述べている。

また、社会保険事務所の保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和18年当時、申立人の年齢で厚生年金保険の被保険者資格を取得している被保険者は存在しない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細等の資料は無い。

申立期間②について、申立人は、「D社は、途中C社に名称を変更しているが、厚生年金保険の適用事業所としては継続していたはずである。したがって、厚生年金保険の記録はつながっているはずであり、社長が加入しないことは有り得ない」と主張している。

しかし、社会保険庁の記録によると、D社は、昭和 39 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった後、社名変更をされること無く 44 年 4 月 1 日に適用事業所ではなくなっているところ、C社はD社とは管轄する社会保険事務所が異なる所在地において 42 年 8 月 1 日に適用事業所となっており、同日から 44 年 4 月 1 日までの間は、両社がそれぞれ厚生年金保険の適用事業所として存在していることから、申立人の主張と一致しない。

また、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である昭和 44 年 4 月 1 日に資格喪失し、健康保険証が返還されたことを表す「証返附済」の印が押され、当該原票の処理に不自然さは認められない。

さらに、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間に申立人の名前は見当たらない。

加えて、C社がF厚生年金基金の加入時に提出した「加入員資格取得届」（同基金が管理）には、申立人の資格取得日は、社会保険庁の記録どおりの昭和 47 年 2 月 1 日と記載していることが確認できる。

このほか申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 1 日から平成 7 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 48 年から平成 15 年 1 月 26 日まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、平成 7 年 6 月 1 日から 15 年 1 月 26 日までの期間の厚生年金保険の加入記録しかない。昭和 63 年に、当時の社長の妻から厚生年金保険に加入をすると聞いた。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社の雇用保険被保険者記録から、申立期間について、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録及び A 社の回答から、同社は、平成 7 年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所になっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人から提出のあった申立期間の一部に係る給与明細書からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の額は、当時の厚生年金保険料を給料から控除していたとは認め難い。

さらに、当時 A 社の社会保険事務を担当していたとする事業主の妻及び同社の税理士は「申立期間中、事業所は厚生年金保険に加入していなかったため、代替措置として、国民健康保険の保険料を給与に上乗せして支払っていた。厚生年金保険に加入前は保険料を控除していない」旨の証言をしている。

加えて、申立人の当時の同僚も、厚生年金保険の加入は平成 7 年 6 月 1 日であり、国民年金に加入していた者については、同日に厚生年金保険へ

の切り替えを行っている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から同年 7 月まで

私は、昭和 43 年 3 月から同年 7 月まで A 社で勤務していたが、この期間の厚生年金保険の記録が欠落しているため、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは、申立人の元同僚の証言等から推認できる。

しかし、複数の同僚に照会を行ったところ、4 名から聴取することができ、そのすべての者から、「3 か月から 6 か月くらいの試用期間があった」、「人によってまちまちであったが、試用期間はあった」等の証言が得られた。

また、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、申立期間及びその前後の期間の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除された事実を確認ができる給与明細書などの資料は無い上、保険料の控除に関する具体的な記憶も無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月から25年12月まで

社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。申立期間はA社に勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での勤務状況及び事業主が銭湯を買い取り経営していた等の周辺事情について詳細に記憶しており、その内容はA社に被保険者記録のある者から聴取した内容と符合していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は「A社では、製造過程において、各作業場に担当者が決められていたが、申立人には決まった担当は無く、各作業場の雑用をしており、時々、事業主が経営していた銭湯の手伝いもしていた」と述べていることから、申立人は他の従業員とは勤務状況が異なっており、雇用形態についても異なっていた可能性がうかがえる。

また、申立人が氏名を記憶する同僚については、A社に係る被保険者記録が無いことから、同社では、厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、資格取得日が、昭和22年6月21日から24年4月2日までの期間に申立人の記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は給料明細書等の資料を所持しておらず、A社においても、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない

ことから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 20 日から 43 年 4 月 1 日まで
A社に昭和 41 年 7 月 1 日から 43 年 3 月 31 日まで勤務したが、社会保険庁の記録では資格喪失日が 41 年 7 月 20 日となっているので、資格喪失日に係る記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、期間の特定はできないものの、申立人の証言内容から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が保管していた人事記録の記載事項は、申立人が昭和 41 年 7 月 1 日に資格取得した旨のみであり、資格喪失日を確認することができない。

また、申立人が同僚として挙げた4名については、連絡先不明等の理由により証言が得られず、社会保険事務所の保管する被保険者名簿から複数の者を抽出し、照会を行ったが、申立人を記憶する者は存在しなかった。

さらに、社会保険庁の記録では、当該事業所における申立期間に係る被保険者名簿に申立人の記載は無く、整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 1 月 11 日まで

私は、職業訓練所修了後、昭和 28 年 4 月に A 社に入社したが、社会保険庁の記録では、記録が欠落している。職業安定所の紹介で就職したので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に就業していた複数の同僚の証言等から、申立期間中から A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は、職業訓練所修了後、申立人と同時に A 社に入社した者として 2 名の名前を挙げているが、社会保険事務所の被保険者原票によると、1 名の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 28 年 11 月 16 日となっており、もう 1 名は申立人と同日の 29 年 1 月 11 日となっている。

また、申立人の資格取得日については、A 社に保管されていた社会保険被保険者証番号台帳でも昭和 29 年 1 月 11 日の取得日が確認できることから、社会保険事務所の記録どおりの資格取得届が事業主によって行われたことが確認できる。

さらに、申立当時に A 社の経理を担当し、後に取締役総務部長であった同僚は「申立人は A 社の社員として採用されたが、小さな会社で人の出入りも多かった」、「申立期間当時の、事務担当者であった A 社社長の妹が試用期間を設け、6 か月から 9 か月の間は加入させていなかった」、「加入時期について規定等は存在せず、社長が決定をしていた」と証言していることから、申立期間は試用期間のため、厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細は無く、また、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1094

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで
申立期間は、社会保険庁の記録では国民年金の加入期間となっている。当時はガス充填作業をしており、勤めていた会社が、昭和 40 年 4 月 1 日付けでA社からB社に変わったが、同じ場所で同じ業務を続けていた。申立期間は、厚生年金保険の被保険者であり年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間にB社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人と同様に昭和 40 年 4 月 1 日付けでA社からB社に移籍した同僚 3 人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、社会保険事務所の管理する被保険者原票によると、申立人と同日の 41 年 2 月 1 日となっていることが確認できる。

また、同僚の一人は、「B社に移籍した当初、厚生年金保険には加入していなかったと思う」と証言しており、他の同僚についても「B社では臨時採用であり、厚生年金保険には加入していなかったと思う」と証言している。

さらに、B社から社名変更したC社は、「昭和 40 年ごろは、臨時社員として採用するケースが多く、その時は、正社員として登用するまでは、厚生年金保険に加入させていなかった」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月から 36 年 5 月まで
② 昭和 43 年 3 月から 44 年 10 月まで
③ 昭和 45 年 10 月から 49 年 3 月まで

申立期間①について、独身時代はA社にトラック運転手として勤務し、敷地内にある寮に住み、鉄骨などを運ぶ仕事をしていた。昭和 36 年 5 月に同社がB社に吸収されたのを契機に退社したが、同僚とも親交の深かったA社での年金記録が無いのは納得いかない。

申立期間②及び③について、C社は社会保険適用事業所であるにもかかわらず、同社に在職中、国民年金に入っていた。保険料を重複して払っていたのではないかと不安であるから調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が当時の同僚であるとして名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、複数の者がA社において被保険者となっていないことが確認できる上、その中には申立人が「同時期に入社し、同じ業務をしていた」とする元同僚も含まれる。

また、社会保険事務所の保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人及び申立人が当時名乗っていたとする氏名が無く、事業所も既に解散していることから、照会することができず、賃金台帳など厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無い。

申立期間②及び③について、期間は不明だが、「申立人はC社に勤務していた」と元上司が証言していることから、申立人がC社に勤務していた

ことは推認できる。

しかし、C社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではあるものの、昭和42年1月以降、同社において被保険者となっているのは事業主1名のみであり、新たに資格取得した者は存在しないことから、同月以降同社では、従業員を社会保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月5日から7年7月1日まで
② 平成8年10月16日から同年10月23日まで
③ 平成8年12月31日から10年10月1日まで

社会保険事務所にA社の厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の厚生年金保険加入記録は無いとの回答をもらった。

私は、A社に平成4年6月5日から10年9月まで継続勤務しており、申立期間が未加入とされていることに納得できないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の厚生年金保険加入日についてA社に照会したところ、「A社が保管する従業員の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に記載されている申立人の厚生年金保険資格取得日は、平成7年7月1日となっている」との回答があり、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、A社の社会保険手続事務担当者は、申立人が入社したとする平成4年当時において、従業員を入社日から厚生年金保険へ加入させてはいないと証言している。

申立期間②について、申立人が平成8年*月*日をもって65歳に到達したことによる資格喪失であり、制度上加入することができない期間である。

申立期間③について、申立人は、平成8年10月23日から同年12月31日まで高齢任意加入していた記録があり、申立人は、その後の申立期間についても継続して勤務したとしているが、事業主から厚生年金保険料が控

除されていた記憶が定かでなく、関連資料を所持していない。

また、A社にも申立期間に係る厚生年金保険料に関する資料等は保管していない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から24年4月1日まで
私は、昭和20年8月31日からA所に勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間の記録が無い。なお、A所はB所に名称が変わっている。

申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した履歴書（昭和35年5月31日付け）には、申立人は、昭和20年10月20日に「B所」（当初は、A所と記載されていたものが訂正されている）に入社したことが記載されていることから、申立人が、申立ての一部の期間にA所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A所及びB所は、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、C県が保管していた「C県渉外課（米駐留軍）適用リスト」（占領期間中に米軍関係の事業所で使用された日本人で厚生年金保険に加入していた者のいる職場のリスト）において、B所に係る記載は無いが、A所に厚生年金保険の被保険者が存在した期間は、昭和24年4月から27年7月までである記載が認められ、これは社会保険事務所の記録における同ホテルが適用事業所であった期間と一致する。

さらに、現在、進駐軍関係の事業所で勤務していた労働者の記録を保管している管轄E局では、申立期間の人事記録は保管していない。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人は、当時の同僚について氏名を記憶しておらず証言を

得ることはできず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 63 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 8 月から平成 20 年 12 月 16 日まで A 社に正社員として継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。

保険料控除等の事実を示す資料は無いが、入社動機が社会保険に加入できることであったことや厚生年金保険料を給料から控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の人事記録、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち昭和 59 年 8 月 6 日から 63 年 5 月 1 日までの期間について同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社における申立人の同僚は「申立期間当時、社会保険に加入している人と加入していない人が存在していた」と証言している上、同社において申立人と同じ職務であった者の中には、厚生年金保険の被保険者となっていない者が複数存在する。

また、申立人が A 社で厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1099

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 37 年 12 月 26 日まで
② 昭和 38 年 5 月 29 日から 40 年 1 月 24 日まで
昭和 33 年 3 月から 37 年 11 月までの期間及び 38 年 5 月から 39 年 12 月までの期間の厚生年金保険加入期間については、脱退手当金が支給された期間とされているが、退職時に金銭を受け取った覚えは無いので、厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記入されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、婚姻後約 1 年 7 か月経過した昭和 42 年 3 月 30 日に旧姓から新姓への変更が記載されており、申立人の脱退手当金が同年 5 月 2 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後の被保険者のうち当該事業所を退職後に脱退手当金の支給決定がされた女性 29 名は、全員に脱退手当金を支給したことを意味する表示が記されている。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 37 年 2 月 15 日から 38 年 1 月 1 日まで

兄の紹介により A 社に入社し、昭和 36 年 6 月 1 日から 37 年 12 月 31 日まで勤務していたが、社会保険庁保管の記録によると、36 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間と 37 年 2 月 15 日から同年 12 月 31 日までの期間における被保険者期間が欠落しているため、当該期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄及び同僚に照会を行ったものの、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことをうかがえる証言を得ることができなかった。

また、申立人が当時の同僚であるとして、名前を挙げた者の中には、A 社において厚生年金保険の被保険者としての記録が無い者が複数存在する。

さらに、A 社は昭和 49 年 10 月 1 日に解散しており、当時の人事記録及び給与関係書類が残っておらず、申立期間について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

加えて、社会保険事務所の保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立期間の加入記録は無く、被保険者の整理番号にも欠番等の不自然な点は見られない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

神奈川厚生年金 事案 1101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 29 日から 43 年 1 月 3 日まで
私は、昭和 42 年 1 月 17 日から 43 年 4 月 1 日まで、A 事業所に継続して勤務している。しかし、社会保険庁の記録では、42 年 12 月 29 日から 43 年 1 月 3 日まで厚生年金保険の加入期間になっておらず、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の被保険者台帳には、昭和 42 年 1 月 17 日に厚生年金保険被保険者資格を取得後、同年 12 月 29 日に資格を喪失し、その後 43 年 1 月 4 日に再度、資格を取得した旨記載されている。

また、申立人と同じ事務職として、同時期、同一勤務場所に勤務していた元同僚を含む、申立期間の直前・直後に被保険者期間を有する 31 名全員についても、被保険者台帳には、申立人と同一の資格喪失日及び再取得日が記載されていることから、申立期間当時、A 事業所では、年末に被保険者資格の喪失手続を、年始に再取得手続を行う取扱いがなされていたと推認できる。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 8 月 10 日から 27 年 2 月 19 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、私が A 社に勤務していた期間のうち、昭和 24 年 8 月 10 日から 27 年 2 月 19 日までの期間について、厚生年金保険に未加入という回答があった。

私は、昭和 19 年 10 月に A 社に入社して、61 年 5 月の定年まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している A 社の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 19 年 10 月 1 日に資格取得し、24 年 8 月 10 日に資格喪失し、さらにその後、27 年 2 月 19 日に資格の再取得をしていたことが記録されているところ、A 社が保管している従業員台帳及び同社が保管する被保険者名簿も同様の記載となっており、社会保険庁のオンライン記録とも一致している。

また、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を保管していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月22日から33年6月1日まで
私の年金加入記録を見たところ、A病院の記録が昭和32年5月1日から1か月となっている。私は看護師として1年間ぐらい同病院に勤務していたはずなのに、1か月しか記録が無いのは納得がいかないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は同僚等の氏名を記憶していない上、社会保険事務所が保管しているA病院の厚生年金保険被保険者名簿から当時同病院に在籍していたことが確認できる者について照会したものの、死亡、連絡先不明又は回答が得られず、申立人の勤務実態や保険料控除について証言を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管しているA病院の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の記録は社会保険庁のオンライン記録どおりの記載となっており、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に不自然な記載は見当たらない。

さらに、申立人がA病院で厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月7日から5年6月18日まで
社会保険庁保管の記録によると、平成4年4月7日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したこととなっているが、3年6月21日に就任してから5年6月17日に退任するまではA社の監査役を務めていた。監査役の任期は2年でもあり、4年4月に退任することは無いので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社が保管している申立人の被保険者資格喪失確認通知書から、事業主が、社会保険庁の記録どおりの平成4年4月7日で申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失させたことが確認できる。

また、A社は、「申立人は、申立期間について非常勤勤務であったので、被保険者の資格喪失を行った」としており、申立人自身も、「監査役時代は毎日出勤していたわけではなく、必要に応じて出勤する勤務形態であった」と述べている。

さらに、A社は、「厚生年金保険の届出と厚生年金保険料の給与控除は同一部署が行っていたことから、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 9 日から 40 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 39 年 2 月 9 日から 40 年 3 月 31 日までの期間、A 事務所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者加入期間の照会をしたところ、加入記録が無い旨の回答をもらった。

給与明細書等保険料控除を証明できるものは無いが、給与から保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA事務所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、申立人が勤務していたとするA事務所は、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は、「A事務所の職員は2、3名であった」と述べていることから、申立期間当時、同事務所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していない上、事業主についても氏名が判明しているのみであるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除に関する証言を得ることができない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月から 34 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 33 年 10 月から、A 社でタクシーの運転手として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は 34 年 3 月 1 日からとなっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、昭和 46 年 7 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、同社及び事業主から申立期間当時の申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A 社の元社会保険事務担当者は、同社では、当時、一定の試用期間を設け、その間は、厚生年金保険に加入させていなかった旨証言している上、連絡が取れた同僚 1 名も、当時、同社では入社後、数か月の試用期間があり、この期間については、厚生年金保険の被保険者期間とはならなかった旨を証言している。

これらのことから、A 社においては、申立期間当時、従業員を採用後、一定期間が経過してから厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1107 (事案 389 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月から 39 年 2 月まで
② 昭和 39 年 3 月から 40 年 12 月まで
③ 昭和 41 年 8 月から 42 年 10 月まで
④ 昭和 47 年 9 月から 49 年 12 月まで
⑤ 平成 7 年 11 月から 8 年 3 月まで
⑥ 平成 8 年 4 月から同年 7 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社、B社、C社、D社、E社及びF社の計6社での加入記録が無い旨の回答をもらった。その後、第三者委員会に申立てを行ったが、「記録の訂正はできない」との返答であった。

しかし、新たな資料や情報は無いが、前回、申立期間の記憶が違っていたため、申立期間について再度、第三者委員会で審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間①のA社、②のB社、③のC社及び④のD社について、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認でき、申立期間⑤のE社及び⑥のF社について、社会保険庁が保管する事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、当該期間については、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は申立期間の記憶が違っていたと主張し、申立期間①から④について当初の申立期間を変更して再申立をしているが、変更後の申立期間当時も申立てに係る各事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、

委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。